

大口町告示第35号

社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担軽減制度事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月27日

大口町長 鈴木雅博

社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担軽減制度
事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担軽減制度事業費補助金交付要綱（平成17年大口町告示第124号）の一部を次のように改正する。

別表対象サービスの欄中「・介護予防通所介護」及び「・介護予防訪問介護」を削り、同表中「又は平成27年4月1日」を「、平成27年4月1日又は平成30年10月1日」に、「本事業」を「補助事業」に、「利用負担」を「利用者負担」に、「短期入所者生活介護、」を「短期入所生活介護、」に改める。

様式第3中「短期入所者生活介護」を「短期入所生活介護」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。